

移転価格事務運営要領（事務運営指針）新旧対照表

(注) アンダーラインを付した部分は、新設又は改正部分である。

>

改 正 後	改 正 前
<p>第 1 章 定義及び基本方針</p> <p>(定義)</p> <p>1-1 この事務運営指針において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>(1) 法 法人税法をいう。</p> <p>(2) 措置法 租税特別措置法をいう。</p> <p><u>(3) 手続通達 国税通則法第 7 章の 2 (国税の調査) 関係通達をいう。</u></p> <p><u>(4) 基本通達 法人税基本通達をいう。</u></p> <p><u>(5) 措置法通達 租税特別措置法関係通達(法人税編)をいう。</u></p> <p><u>(6) 調査 手続通達 1-1 に定める調査をいう。</u></p> <p><u>(7) 行政指導 手続通達 1-2 に定める調査に該当しない行為をいう。</u></p> <p><u>(8) 移転価格税制 措置法第 66 条の 4 の規定 (第 3 項を除く。) をいう。</u></p> <p><u>(9) 連結法人 法第 2 条第 12 号の 7 の 4 に規定する連結法人をいう。</u></p> <p><u>(10) 連結親法人 法第 2 条第 12 号の 7 の 2 に規定する連結親法人をいう。</u></p> <p><u>(11) 確定申告書 法第 2 条第 31 号に規定する確定申告書及びこれに添付することとされている書類をいう。</u></p> <p><u>(12) 事業年度 法第 13 条に規定する事業年度をいう。</u></p> <p><u>(13) 連結事業年度 法第 15 条の 2 に規定する連結事業年度をいう。</u></p> <p><u>(14) 国外関連者 措置法第 66 条の 4 第 1 項及び第 68 条の 88 第 1 項に規定する国外関連者をいう。</u></p> <p><u>(15) 国外関連取引 措置法第 66 条の 4 第 1 項及び第 68 条の 88 第 1 項に規定する国外関連取引をいう。</u></p> <p><u>(16) 独立企業間価格 措置法第 66 条の 4 第 1 項に規定する独立企業間価格をいう。</u></p>	<p>第 1 章 定義及び基本方針</p> <p>(定義)</p> <p>1-1 (同 左)</p> <p>(1) (同 左)</p> <p>(2) (同 左)</p> <p>(新 設)</p> <p><u>(3) (同 左)</u></p> <p><u>(4) (同 左)</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p><u>(5)</u></p> <p><u>(6)</u></p> <p><u>(7)</u></p> <p><u>(8)</u></p> <p><u>(9)</u></p> <p><u>(10)</u></p> <p><u>(11)</u></p> <p><u>(12)</u></p> <p><u>(13)</u></p>

別 紙

改 正 後	改 正 前
(17) 独立企業間価格の算定方法 措置法第66条の4第2項各号に掲げる方法をいう。	(14)
(18) 非関連者 措置法第66条の4第1項に規定する特殊の関係にない者をいう。	(15)
(19) 非関連者間取引 措置法通達66の4(2)-1に定める非関連者間取引をいう。	(16)
(20) 比較可能性 措置法通達66の4(2)-1の(4)に掲げる「国外関連取引と非関連者間取引との類似性の程度」をいう。	(17)
(21) 比較対象取引 措置法通達66の4(3)-1に定める比較対象取引(同通達66の4(3)-1の(5)に掲げる取引を除く。)をいう。	(18)
(22) 独立価格比準法 措置法第66条の4第2項第1号イに掲げる方法をいう。	(19)
(23) 再販売価格基準法 措置法第66条の4第2項第1号ロに掲げる方法をいう。	(20)
(24) 原価基準法 措置法第66条の4第2項第1号ハに掲げる方法をいう。	(21)
(25) 基本三法 独立価格比準法、再販売価格基準法及び原価基準法をいう。	(22)
(26) 準ずる方法 措置法第66条の4第2項第1号ニに掲げる方法(措置法施行令第39条の12第8項第1号から第5号までに掲げる方法を除く。)をいう。	(23) 準ずる方法 措置法第66条の4第2項第1号ニに掲げる方法(措置法施行令第39条の12第8項第1号から第3号までに掲げる方法を除く。)をいう。
(27) 同等の方法 措置法第66条の4第2項第2号に規定する方法をいう。	(24)
(28) 利益分割法 措置法施行令第39条の12第8項第1号に掲げる方法をいう。	(25)
(29) 残余利益分割法 利益分割法のうち措置法施行令第39条の12第8項第1号ハに掲げる方法をいう。	(26)
(30) 取引単位営業利益法 措置法施行令第39条の12第8項第2号から第5号までに掲げる方法をいう。	(27) 取引単位営業利益法 措置法施行令第39条の12第8項第2号及び第3号に掲げる方法をいう。
(31) 無形資産 措置法通達66の4(3)-3の(注)1に定める無形資産をいう。	(28)
(32) 租税条約 我が国が締結した所得に対する租税に関する二重課税の回避	(29)

改 正 後	改 正 前
<p>又は脱税の防止のための条約をいう。</p> <p>(33) 租税条約等実施特例法 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律をいう。</p> <p>(34) 相互協議 租税条約の規定に基づく我が国の権限ある当局と外国の権限ある当局との協議をいう。</p> <p>(35) 事前確認 税務署長又は国税局長が、法人が採用する最も合理的と認められる独立企業間価格の算定方法及びその具体的内容等（以下「独立企業間価格の算定方法等」という。）について確認を行うことをいう。</p> <p>(36) 事前確認審査 局担当課が行う事前確認の申出に係る審査をいう。</p> <p>(37) 事前相談 事前確認を受けようとする法人が、事前確認の申出前に、事前確認を申し出ようとする独立企業間価格の算定方法等について局担当課（必要に応じて庁担当課及び庁相互協議室を含む。）と行う相談（代理人を通じた匿名の相談を含む。）をいう。</p> <p>(38) 局担当課 国税局課税第二部（金沢、高松及び熊本国税局にあつては、課税部）法人課税課及び沖縄国税事務所法人課税課（以下「局法人課税課」という。）又は東京及び大阪国税局調査第一部国際情報第二課、名古屋国税局調査部国際情報課、関東信越国税局調査査察部国際調査課、札幌、仙台、金沢、広島、高松、福岡及び熊本国税局調査査察部調査管理課並びに沖縄国税事務所調査課（以下「局調査課」という。）をいう。</p> <p>(39) 庁担当課 国税庁課税部法人課税課又は国税庁調査査察部調査課をいう。</p> <p>(40) 庁相互協議室 国税庁長官官房国際業務課相互協議室をいう。</p> <p>(41) 連結指針 平成17年4月28日付査調7-4ほか3課共同「連結法人に係る移転価格事務運営要領の制定について」（事務運営指針）をいう。</p>	<p>(30)</p> <p>(31)</p> <p>(32)</p> <p>(33)</p> <p>(34)</p> <p>(35) 局担当課 国税局課税第二部（金沢、高松及び熊本国税局にあつては、課税部）法人課税課及び沖縄国税事務所法人課税課（以下「局法人課税課」という。）又は東京及び大阪国税局調査第一部国際情報第二課、名古屋国税局調査部国際調査課、関東信越国税局調査査察部国際調査課、札幌、仙台、金沢、広島、高松、福岡及び熊本国税局調査査察部調査管理課並びに沖縄国税事務所調査課（以下「局調査課」という。）をいう。</p> <p>(36)</p> <p>(37)</p> <p>(38)</p>
<p>第2章 調査</p>	<p>第2章 調査</p>

別 紙

改 正 後	改 正 前
<p>(過少資本税制との関係)</p> <p><u>2-24</u> 調査に当たり、移転価格税制とともに措置法第66条の5((国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例))の規定を適用する場合には、同条第1項に規定する「<u>負債の利子等</u>」の額の算定において、独立企業間価格を超える部分の「<u>負債の利子等</u>」の額を含めないことに留意する。</p> <p>(過大支払利子税制との関係)</p> <p><u>2-25</u> 調査に当たり、移転価格税制とともに措置法第66条の5の2((関連者等に係る支払利子等の損金不算入))の規定を適用する場合には、次に掲げることに留意する。</p> <p>(1) <u>同条第1項に規定する「関連者支払利子等の額」の算定において、独立企業間価格を超える部分の「関連者支払利子等の額」を含めないこと</u></p> <p>(2) <u>同項に規定する「控除対象受取利子等合計額」の算定において、独立企業間価格に満たない部分の「受取利子等の額」(同条第3項に規定する「受取利子等の額」をいう。)を含めること及び独立企業間価格を超える部分の「支払利子等の額」(同条第3項に規定する「支払利子等の額」をいう。)を含めないこと</u></p> <p>(3) <u>同条第1項に規定する「調整所得金額」の算定において、国外関連取引が独立企業間価格で行われたものとみなして計算した場合に算出される所得の金額を基礎とすること</u></p> <p>(4) <u>同条第4項第2号に規定する「支払利子等の額」の算定において、独立企業間価格を超える部分の「支払利子等の額」を含めないこと</u></p> <p>(源泉所得税との関係)</p> <p><u>2-26</u> (省 略)</p> <p>(消費税との関係)</p>	<p>(過少資本税制との関係)</p> <p><u>2-24</u> 調査に当たり、移転価格税制とともに措置法第66条の5((国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例))の規定を適用する場合には、同条第1項に規定する「<u>負債の利子</u>」の算定において、独立企業間価格を超える部分の「<u>負債の利子</u>」を含めないことに留意する。</p> <p>(新 設)</p> <p>(源泉所得税との関係)</p> <p><u>2-25</u> (同 左)</p> <p>(消費税との関係)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>2-27</u> (省 略)</p> <p>第3章 独立企業間価格の算定等における留意点</p> <p>(差異の調整方法)</p> <p>3-3</p> <p>なお、差異の調整は、その差異が措置法第66条の4第2項第1号イに規定する対価の額若しくは同号ロ及びハに規定する通常の利益率の算定又は措置法施行令第39条の12第8項第2号から第5号までに規定する割合の算定に影響を及ぼすことが客観的に明らかである場合に行うことに留意する（措置法第66条の4第2項第2号の規定の適用において同じ。）。</p> <p>(1)～(4) (省 略)</p> <p>(残余利益分割法の取扱い)</p> <p>3-7 残余利益分割法の適用に当たり、措置法施行令第39条の12第8項第1号ハ(1)に掲げる金額（以下「基本的利益」という。）については、同号ハ(1)に規定する「第6項、前項又は次号から第5号までに規定する必要な調整を加えないものとした場合のこれらの規定による割合」のうち、最も適切な利益指標を選定して計算することに留意する。</p> <p>(注)</p> <p>(取引単位営業利益法の適用における比較対象取引の選定)</p> <p>3-8 国外関連取引と非関連者間取引との差異が措置法第66条の4第2項第1号イに規定する対価の額又は同号ロ及びハに規定する通常の利益率の算定に影響を及ぼす場合であっても、措置法施行令第39条の12第8項第2号から第5号までに規定する割合の算定においては、当該差異が影響を及ぼすことが客観的に</p>	<p><u>2-26</u> (同 左)</p> <p>第3章 独立企業間価格の算定等における留意点</p> <p>(差異の調整方法)</p> <p>3-3</p> <p>なお、差異の調整は、その差異が措置法第66条の4第2項第1号イに規定する対価の額若しくは同号ロ及びハに規定する通常の利益率の算定又は措置法施行令第39条の12第8項第2号及び第3号に規定する割合の算定に影響を及ぼすことが客観的に明らかである場合に行うことに留意する（措置法第66条の4第2項第2号の規定の適用において同じ。）。</p> <p>(1)～(4) (同 左)</p> <p>(残余利益分割法の取扱い)</p> <p>3-7 残余利益分割法の適用に当たり、措置法施行令第39条の12第8項第1号ハ(1)に掲げる金額（以下「基本的利益」という。）については、同号ハ(1)に規定する「第6項、前項、次号又は第3号に規定する必要な調整を加えないものとした場合のこれらの規定による割合」のうち、最も適切な利益指標を選定して計算することに留意する。</p> <p>(注)</p> <p>(取引単位営業利益法の適用における比較対象取引の選定)</p> <p>3-8 国外関連取引と非関連者間取引との差異が措置法第66条の4第2項第1号イに規定する対価の額又は同号ロ及びハに規定する通常の利益率の算定に影響を及ぼす場合であっても、措置法施行令第39条の12第8項第2号及び第3号に規定する割合の算定においては、当該差異が影響を及ぼすことが客観的に明</p>

別 紙

改 正 後	改 正 前
<p>に明らかでない場合があることから、取引単位営業利益法の適用においては、基本三法の適用に係る差異の調整ができない非関連者間取引であっても、比較対象取引として選定して差し支えない場合があることに留意する。</p> <p>(注)</p> <p>(推定による課税を行う場合の留意事項)</p> <p>3-10</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 措置法施行令第39条の12第12項第6号に掲げる方法の適用に当たっては、措置法通達66の4(6)-1の取扱いを準用することに留意する。</p> <p>第5章 事前確認手続</p> <p>(報告書の提出)</p> <p>5-17 所轄税務署長は、確認法人に対し、確認事業年度の確定申告書の提出期限又は当該所轄税務署長があらかじめ定める期限までに、次の事項を記載した資料を添付した「<u>独立企業間価格の算定方法等の確認に関する報告書</u>」(別紙様式8)を提出するよう求める。</p> <p>.....</p> <p>イ～へ (省 略)</p> <p>(報告書の取扱い)</p> <p>5-18</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2)</p> <p>報告書等の検討において、確認法人に接触する場合には、原則として、行</p>	<p>らかでない場合があることから、取引単位営業利益法の適用においては、基本三法の適用に係る差異の調整ができない非関連者間取引であっても、比較対象取引として選定して差し支えない場合があることに留意する。</p> <p>(注)</p> <p>(推定による課税を行う場合の留意事項)</p> <p>3-10</p> <p>(1) (同 左)</p> <p>(2) 措置法施行令第39条の12第12項第4号に掲げる方法の適用に当たっては、措置法通達66の4(6)-1の取扱いを準用することに留意する。</p> <p>第5章 事前確認手続</p> <p>(報告書の提出)</p> <p>5-17 所轄税務署長は、確認法人に対し、確認事業年度の確定申告書の提出期限又は当該所轄税務署長があらかじめ定める期限までに、次の事項を記載した報告書を提出するよう求める。</p> <p>.....</p> <p>イ～へ (同 左)</p> <p>(報告書の取扱い)</p> <p>5-18</p> <p>(1) (同 左)</p> <p>(2)</p> <p>報告書等の検討は、法人税に関する調査に該当することに留意し、局担当</p>

別 紙

改 正 後	改 正 前
<p><u>政指導として行うことに留意し、事前確認の内容に適合した申告が行われておらず、所得金額が過少となっていると疑われる場合には、局担当課は、確認法人に対して、自発的な見直しを要請した上で、必要に応じて修正申告書の自発的な提出を要請する。</u></p> <p><u>確認法人が行政指導に応じない場合には、調査に移行することに留意し、局担当課は、国税通則法に定める調査手続に従って、調査を実施する。また、局担当課は、調査した結果、事前確認の内容に適合した申告が行われておらず、所得金額が過少となっている事実が判明した場合には、確認法人に対し、調査の結果及び修正申告書の提出が必要となる旨を説明する。</u></p> <p><u>なお、確認法人に対し行政指導又は調査に当たる行為を行う際は、対面、電話、書面等の態様を問わず、いずれの事務として行うかを明示した上で、それぞれの行為を法令等に基づき適正に行うことに留意する。</u></p> <p>(注) 局担当課による行政指導により、5-19(2)ロの規定に基づいて当該確認法人が自主的に修正申告書を提出する場合には、当該修正申告書は、国税通則法第65条((過少申告加算税))第5項に規定する「更正があるべきことを予知してされたもの」には該当しない。</p> <p>.....</p> <p>(3) (省 略)</p> <p>(経過の取扱い・・・改正通達の適用時期)</p> <p><u>改正法令(租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成24年法律第16号)、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令(平成24年政令第105号)及び租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令(平成24年財務省令第30号)並びに所得税法等の一部を改正する法律(平成25年法律第5号)、租税特別措置法</u></p>	<p>課は、報告書等の検討に際してその旨を確認法人に説明する。また、局担当課は、報告書等を検討した結果、事前確認の内容に適合した申告が行われておらず、所得金額が過少となっている事実が判明した場合には、確認法人に対し、<u>検討の結果及び修正申告書の提出が必要となる旨を説明する。</u></p> <p>(注) 局担当課による報告書等の検討のための確認法人への臨場又は上記事実の指摘等によって当該確認法人が局担当課による報告書等の検討があったことを了知したと認められる以前に、当該事実が判明したことにより、5-19(2)ロの規定に基づいて当該確認法人が自主的に修正申告書を提出する場合には、当該修正申告書は、国税通則法第65条((過少申告加算税))第5項に規定する「更正があるべきことを予知してされたもの」には該当しない。</p> <p>.....</p> <p>(3) (同 左)</p> <p>(新 設)</p>

別 紙

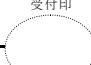
改 正 後	改 正 前
<p><u>行令の一部を改正する政令（平成25年政令第114号）及び租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成25年財務省令第21号）をいう。）の適用を受けるこの事務運営指針の取扱いの改正及びこれらの改正に伴う別冊「移転価格税制の適用に当たっての参考事例集」の変更部分は、法人の平成25年4月1日以後開始する事業年度分の法人税に係る調査及び事前確認審査について適用し、法人の同日より前に開始する事業年度分の法人税に係る調査及び事前確認審査については、なお従前の例による。</u></p>	

改 正 後

改 正 前

様式 8 独立企業間価格の算定方法等の確認に関する報告書

(新 設)

受付印 		※ 整 理 番 号 _____	
		※ 連結グループ整理番号 _____	
平成 年 月 日 国税局長 殿 税務署長	確認法人 <input type="checkbox"/> 単 <input type="checkbox"/> 連 結 親 法 人	(フリガナ) 法 人 名	_____
		納 税 地	〒 _____ 電話 () - _____
		(フリガナ) 代 表 者 氏 名	_____ 印
		(フリガナ) 責 任 者 氏 名	_____
		事 業 種 目	_____ 資本金 _____ 百万円
租税特別措置法第66条の4第2項又は第68条の88第2項に定める独立企業間価格の算定方法、その具体的内容等について、事前確認の内容に適合した申告が行われていることを次のとおり報告します。			
(確認の対象が連結子法人である場合) 連 結 子 法 人	(フリガナ) 法 人 名	_____	※ 税 務 署 処 理 欄 整理番号 部門 決算期 業種番号 整理簿 回付先 <input type="checkbox"/> 親署⇒子署 <input type="checkbox"/> 子署⇒親署
	本店又は主たる事務所の所在地 〒 _____ 電話 () - _____	_____	
	(フリガナ) 代 表 者 氏 名	_____	
	(フリガナ) 責 任 者 氏 名	_____	
	事 業 種 目	_____ 資本金 _____ 百万円	
	名 称	_____	
本店又は主たる事務所の所在地	_____		
代 表 者 氏 名	_____		
事 業 種 目	_____		
報 告 (連 結) 事 業 年 度	平成 年 月 日 平成 年 月 日 自 (連 結) 事 業 年 度 至 (連 結) 事 業 年 度 平成 年 月 日 平成 年 月 日		
確 認 国 外 関 連 取 引	_____		
独 立 企 業 間 価 格 の 算 定 方 法	_____		
補 償 調 整 の 有 無	有・無 補償調整の方法及びその金額等 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>		
移転価格事務運営要領5-17(報告書の提出)に定める事項を記載した資料 (その他特記事項)	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> へ □ ()		

(注) 各欄に記載できない場合には、適宜の用紙に記載して添付してください。

※税務署処理欄	部門	決算期	業種番号	整理簿	備考
---------	----	-----	------	-----	----

税理士署名押印

印

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;"><u>独立企業間価格の算定方法等の確認に関する報告書の記載要領</u></p> <p>1 <u>この報告書は、独立企業間価格の算定方法等の確認に関する報告をする場合に使用します。</u></p> <p>2 <u>この報告書は、正本及び副本2部を納税地の所轄税務署長に提出しますが、連結子法人の国外関連取引に係る報告については、当該連結子法人の連結親法人がその納税地の所轄税務署長に提出してください。</u> <u>なお、確認法人が調査課所管法人である場合には、正本及び副本1部をその納税地の所轄国税局長に提出してください。</u></p> <p>3 <u>各欄の記載は、次によります。</u></p> <p>(1) <u>「確認法人」欄には、連結申告法人以外の法人（単体法人）がその国外関連取引に係る報告を行う場合には「<input type="checkbox"/> 単体法人」にレ印を付した上、当該法人（単体法人）に関する事項を記載してください。</u> <u>また、連結親法人が自己の国外関連取引に係る報告を行う場合又はその連結子法人の国外関連取引に係る報告を行う場合には「<input type="checkbox"/> 連結親法人」にレ印を付した上、当該連結親法人に関する事項を記載してください。</u></p> <p>(2) <u>「連結子法人」欄には、連結子法人の国外関連取引に係る報告である場合にのみ記載し、それ以外の場合は記載不要です。記載を要する場合は、連結子法人の名称、その本店又は主たる事務所の所在地、代表者氏名、国外関連者の名称等、当該連結子法人に関する事項を記載してください。</u></p> <p>(3) <u>確認法人、連結子法人又は国外関連者の各「事業種目」欄には、それぞれの者が営む事業の種目を記載し、一の者が複数の事業を営む場合には、主たる事業の種目を記載してください。</u></p> <p>(4) <u>「報告（連結）事業年度」欄には、報告する事業年度又は連結事業年度を記載してください。</u></p> <p>(5) <u>「確認国外関連取引」欄には、棚卸資産の売買、役務提供、有形固定資産の使用、無形固定資産の使用、貸付金その他確認を受けた取引の種類及び取引対象品目、役務の内容、貸付金の内容等を記載してください。</u></p> <p>(6) <u>「独立企業間価格の算定方法」欄には、租税特別措置法第66条の4第2項又は第68条の88第2項に規定する独立企業間価格の算定方法のうち、事前確認を受けた算定方法の名称を記載してください。</u></p> <p>(7) <u>「補償調整の有無」欄には、報告する事業年度又は連結事業年度における事前確認に係る価格の調整の有無を記載してください。</u></p> <p>(8) <u>「補償調整の方法及びその金額等」欄には、上記(7)の調整がある場合に、その処理が移転価格事務運営要領5-19(価格の調整)(2)イからニまでに掲げる処理の区分のうちいずれに該当するかに応じて<input type="checkbox"/>にレ印を付してください。また、調整を行った事業年度又は連結事業年度及びその金額を記載してください。</u></p> <p>(9) <u>「税理士署名押印」欄には、この報告書を税理士が作成した場合は、当該税理士が署名押印してください。</u></p> <p>4 <u>この報告書には、移転価格事務運営要領5-17イからへまでに掲げる事項を記載した資料を添付し、「移転価格事務運営要領5-17(報告書の提出)に定める事項を記載した資料」欄には、添付した資料に記載した事項が移転価格事務運営要領5-17イからへまでに掲げる事項のうちいずれに該当するかに応じて<input type="checkbox"/>にレ印を付してください。なお、「へ」にレ印を付した場合には、添付した資料の内容を簡記してください。</u></p>	<p>(新 設)</p>